

研究ノート

教育現場における幼児・児童・生徒・学生の著作権の取り扱いについて

田中 宏和（岡山県立大学共通教育部非常勤講師
・福山平成大学福祉健康学部こども学科）

要旨：学校などの教育活動の現場では幼児・児童・生徒・学生らが成果物などの著作物を日常的に制作している。これら作品にはれっきとした著作権が備わっており、本来は丁寧な取り扱いが求められる。しかしながら、実際はこれらの作品に著作権があることを、生徒側も教職員側もあまり認識していないというのが現状である。結果として、幼児・児童・生徒・学生らの作品は法的にぞんざいに扱われ、時間の経過とともに消失をしていく運命にある。この教育現場特有の著作権問題はかなり古くから指摘されてはいるが、実務的な面で満足に解決できるような方策は未だに形成されていない。著作権法に従った方法を採用すれば解決するかのように思えるが、その正攻法は教育現場の負担を増大させることに繋がる。

そこで本稿は教育現場内部の幼児・児童・生徒・学生らの著作権問題を解決するための契機として、この問題に関わる学説や論考を分析することを目的とする。

キーワード： 著作権、幼児・児童・生徒・学生、教育現場、著作者人格権

1. はじめに

教育現場の ICT 化が進むにあたって、幼児や児童、生徒、学生といった教育を受ける側の著作物を利用する機会というものが増大していることは想像に難くない。例えば、地方にある公立の小学校であっても学校の情報発信の場としてホームページをインターネット上に開設していることは今や当たり前であり、そこに通学する児童の授業内成果物が何らかの形で掲載されることも日常的である。また、中学校、高校ともなってくるとこれらの授業成果物に部活動としての成果物が加わるという可能性も出てくる。大学においても学生が制作した絵画などの作品・写真等を全学や学部・学科などの短信に載せるといった行為がありうることも否定する余地はない。

無論、各種学校で幼児・児童・生徒・学生らによって制作される作品群については彼らの自由意思のみに依拠した“表現行為の積極的な発露”が行われているわけではなく、あくまで授業や課外活動の一環として、教員側の指示や主導に起因して制作が行われているものが多くを占めるであろう。要するに、教員が授業や課外活動の中で、「書きましょう」、「作りましょう」などと率先して言わなければ、幼児・児童・生徒・学生らが各種学校内で自発的に作品を作る機会は、部活動等を除いてなくなることは明白である。更に、この教員の主導的な指示や教育意図を起点に“作品が作られていく”という教育現場特有の状況こそが、教職員らの意識の中に当該作品群を著作物としてではなく、単なる教育活動内の成果物

であるとして、著作権を考慮しない誤った認識を生むことも想像に難くない。

しかしながら、文学的及び芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約加盟国として無方式主義に基づいた著作権法を我が国が掲げる以上、幼児・児童・生徒・学生が書き描いた作文(小論文)・絵画などの教育活動や授業における成果物は、法律上は紛れもなく著作物であり、著作権の化体するそれら各種表現物の取り扱いは慎重になるべきである。間違っても「幼児・児童・生徒・学生に作品の発表機会を与えているだけだ」という、一部教員にありがちな独善的思考でもって、これらの作品を法的に軽率な取り扱いをすることは愚の骨頂であることは言うまでもない。この教育現場に潜む幼児・児童・生徒・学生の作品に対する著作権問題は、現状の教育界ではまだ“寝た子”の状態にあるようにも見えるが、実はいつ起き出してもおかしくない状況にあることも我々は認識をしておく必要がある。

本稿はこの上記のような認識に立ち、教育現場における幼児・児童・生徒・学生の著作物と教職員らがどのように向き合うべきかという視点を、あくまで法学研究の視点を整理するというアプローチでもって試みたい。

2. 教育現場における幼児・児童・生徒・学生の著作権問題の視点

著作権法の世界において、教育の現場というのは“特殊な法秩序に覆われた空間”であることは間違いない。我が国の著作権法第35条1項は「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業

を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」と規定し、「学校その他の教育機関」で「教育を担当する者」、「授業を受ける者」に対して、「公表された著作物」についての複製権、公衆送信権が概ね及ばないという制限規定を設けている。更に同条2項として「前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」と規定し、同条3項も「前項の規定は、公表された著作物について、第1項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。」として、単に公開された著作物の複製権を制限するだけでなく、有償の補償と引き換えに、公開された著作物の公衆送信権についても制限するという規定となっている。これらは

2018年の著作権法改正によって、従前の著作権法第35条の規定を拡大したものであるが、新型コロナ禍の中で当該改正法が前倒しで施行され¹、いわゆる新型コロナ禍対策としての“遠隔授業”実施の突端として報道されたことは記憶に新しい。これらの法整備は、何かと既存の著作権(者)と衝突を起しやすいため教育現場において、著作権にも一定程度配慮しつつも、教育という崇高な目的のための自由な著作物利用を確保した、ある種の最適解を目指したものであったと評価できよう²。

ただ、この改正に内在する問題点は“教育現場はコンテンツホルダーにとっての脅威でしかない”という固定観念の存在である。つまりは、著作権という色眼鏡を通して教育現場を見ると、そこは外界とは隔絶された無法地帯として捉えられがちであり、教育現場が起点となる著作権問題というのは、あくまで教育現場対既存のコンテンツホルダーという固定化された視点でもって語られがちだったわけである。

この視点の固定化に関する問題は、教育現場を題材にした、おおよそ教育機関向けの著作権に関わる書籍を概観すれば一目瞭然である。例えば、2006年刊行の『ガイドブック 教育現場の著作権³』でも、既存のコンテンツホルダーの著作物を教育現場がどのように利用すべきなのかという対外的な視点が主であり、本稿が問題視するような「幼児・児童・生徒・学生の著作権」をメインに据えて取り上げている部分は割合として少ないように思える。この傾向は近時発行された他の刊行物でも同様であり、2021年刊行の『教育現場と研究者のための著作権ガイド⁴』や2023年刊行の『すごく

わかる著作権と授業⁵』においても、教育現場での児童・生徒・学生の著作権の保護の視点を論じている箇所は少なく、多くの場合が、教育現場と外部の既存の著作物との関係性を論じる内容となっている。

3. アメリカにおける当該課題への指摘と我が国への当てはめ

この問題は何も筆者が突然言い出した訳ではない。筆者が調査をした限りにおいて、約50年前のアメリカを舞台に同様の問題が教育機関において生じていることをロバート・B・カーペンターが指摘し、論稿を発表している。氏は「生徒や学生(student)たちには一般に著作権法についてや、著作権によって自分たちの知的努力を保護する方法に関しての知識が無く……ほとんどの生徒・学生は、著作権を取得する方法やその保護の具体的な性質を理解しないまま、文学や芸術作品における潜在的に貴重な財産権を失うことがよくある。⁶」と言及し、教育現場も例外なく「自分自身の努力をほとんど、またはまったく費やさず、他人の知的労働の利益を詐取する盗作者にとって、それら(筆者注:生徒・学生らの作品ないし著作権)は格好の餌食となる。⁷」と背後に潜む問題点を指摘している。このことから、教育現場において幼児・児童・生徒・学生の作品の著作権がぞんざいに扱われていることの課題認識は半世紀以上前から指摘されており、我々はこの問題をこれまで無視してきたということになる。しかも、カーペンターが言うように“教育現場に携わる者が生徒らの知的労働の利益にフリーライドする、あるいは詐取している”というような事実があるのであれば、この問題の質

の悪さは数段増すことは否定し難い。本稿1では教育現場を取り巻く外の世界との著作権の課題に触れたが、実は“教育現場は内々の世界においても著作権の侵害者になりうる”という視点が成り立ってしまうのである。

言うまでもなく、教育現場の中で幼児・児童・生徒・学生というのは、教職員との現実的な力関係で言えば被支配的な影響を受けやすい。これは年齢的な側面もあるであろうが、教職員側が単位や成績の認定という実利的な決定権を有しているという点を踏まえても、成績評価を意識する児童・生徒・学生は社会的立場において弱者であることを強要される。同様の視点は旭川学テ訴訟(最大判昭和51年5月21日刑集30巻5号615頁)の中で最高裁が肯定している通りであろう⁸。

カーペンターは論考の中で、生徒・学生が授業成果物や学校で制作した作品に著作権が主張できない理由を、①履修単位の為に提出された作品は職務著作物と類似した取扱いになるのではないのかという視点や、②履修単位のために作品を提出した時点で、生徒・学生が所有権もしくは著作権を教育機関へ譲渡しているのではないか、などといった論理で“生徒・学生が著作権を主張できない正当な理由付け”を探索しているが⁹、結論としてこれらは該当しないとしている。我が国の論考においてもカーペンターの検討と同様に、職務著作物の成立については「学生・生徒はそもそも学校との間に雇用関係がないので職務著作制度が適用されることはない。¹⁰」、「学生、生徒が執筆したレポートなどが職務著作物となることは通常は考えられない¹¹」と論じている

ものがあり、結論も共通である。また、譲渡契約の成立についても、これは生徒・学生との関係性を直接に論じたものではないが「例えば、学会誌の論文投稿規定に「掲載された論文の著作権は〇〇学会に帰属するなど記載されており……、投稿者がこのことを認識したうえで論文を投稿した……場合には、当事者の意思表示が合致しており、著作権の譲渡契約が成立するものと解される。¹²」と教育現場で想定される著作権譲渡契約について言及しているものがあり、これに従えば、著作権譲渡“契約”である以上は、教育現場と児童・生徒・学生との“明確な意思表示の合致”が必要であり、単に暗黙の了解とするだけでは授業成果物等の著作物譲渡契約の成立を認めることはできないと思われる。「通常、学校で著作物を利用する場合、著作権者から許諾を受けることであっても、著作権を譲り受けることはそれほど多くはない¹³」とする見解も、教育現場が児童・生徒・学生から著作権の譲渡を明確に受けているものではないとの解釈を補強するものと言えよう。

4. 幼児・児童・生徒・学生の作品は著作権法で保護する対象か

本稿が問題視する幼児・児童・生徒・学生の著作権の取り扱いについて、場合によっては「それら作品群は本当に著作物と言えるのか」という疑念を抱く者があることは想像に難くない。実際に、教育活動の中で幼児・児童・生徒・学生が制作する作文や絵画などは——これはあくまで一般論としてではあるが——突出した芸術性を備えている可能性は低く、市場において財産的価値を帯びる作品はほとんどゼロである

う。その意味で、著作物としての財産的価値をほぼ持ちえない、あるいは、財産的価値を持ちえる機会を得ない幼児・児童・生徒・学生の作品が一端の著作物であるという熱視線を当てる本稿の論理自体が現実的でないと反論はありえるかも知れない。

しかしながら、我が国の著作権法における著作物は第2条1項1号で「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されており、作品の経済的価値等の高低は考慮材料とはなっていない。また、我が国の著作権法は第17条2項に「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」として、文学的及び芸術的著作物の保護に関するベルヌ条約パリ改正条約第5条(2)項に従って無方式主義を採用し、登録などの方式をもって著作物とする方式主義を完全に否定している。つまり、現行の法制度に従う限りにおいて、幼児・児童・生徒・学生が教育活動や授業の中で制作する成果物についても、それらが作品として完成した時点で法的には著作物である¹⁴。

この幼児・児童・生徒・学生の著作者としての地位の確認と教育活動や授業による成果物の著作物性という2点については「たとえ教員がテーマや課題を提示し、生徒が忠実にそれに沿った作品等を作ったとしても、その作品等を創作したのが生徒自身である限り、その著作者は生徒となります。¹⁵」としているものや、「著作者となるのはプロのクリエイターだけではありません。幼稚園児や小学生が絵を描けば、その著作者となります。手紙を書けば、書いた人が手紙の著作者です。¹⁶」などという指摘

や、「必ずしも、有名作家が作った文章や有名画家の画いた絵でなくてもいいのです。一般の人、一般の学童、生徒が作成したのもでも著作物となりえるのです。……幼稚園児や小学校の生徒の作文、日記、絵なども著作物となり得ます。¹⁷」、「創作者主義の原則によれば、その研究論文の執筆者である教員・学生・生徒が著作者となり著作権を有する。¹⁸」などと述べられているものがある。

5. 著作権法上の正論と教育現場の実態

興味深いことに、幼児・児童・生徒・学生の教育現場における著作権をどのように取り扱うべきかという見解を追うと、本稿2でも述べたように、それらを取り上げる分量こそ少ないとは言え、“幼児・児童・生徒・学生の作品は著作物として丁寧に取り扱うべき”との主張は一貫していることに気づく。実際に、様々な論稿を見ても、幼児・児童・生徒・学生の作品の著作権は制限され教育機関は自由に使っていて、あるいは教育機関における幼児・児童・生徒・学生に著作権は認められない、などといった教育機関に耳あたりの良い言説はほぼ見受けられず、むしろ著作権法上の正論に従って、幼児・児童・生徒・学生の著作権の認知と尊重を謳っている言説が学問的には支配的なのである。

ところが、教育現場の実態に目を向けると、何故か著作権法上の正論はなりを潜め、幼児・児童・生徒・学生の著作権問題はほとんど考慮されていないような錯覚を覚える。本稿3でも述べたように、カーペンターはこの生徒・学生の著作権に対する沈黙の原因を“著作権に関する知識の欠如”に

依拠させようとした訳だが、一方で、こうした著作権の知識を教育現場は何故、ある程度の理解力が備わった児童・生徒・学生らに教えないのかという疑念を抱かずにはいられない。

なお、ここからは筆者の推測に過ぎないが、既に触れたように、教育現場はこれまで、作者の著作権者としての知的成果に報いるための著作権法上の経済理論からは隔絶された地位に甘んじていたことは言うまでもない。この点は著作権法と教育の関係性を鑑みたときに、多くの著作権制限規定に覆われていることから明らかである。本稿1で筆者が著作権法上の教育現場を“特殊な法秩序に覆われた空間”と呼称したのもそれ故で、旧来の教育現場は著作権法を特に考慮しなくとも成立するような不可侵な存在として歴々と存在してきたわけである¹⁹。この教育現場の伝統の中では著作権遵守のリーガルマインドが教職員内に自発的に芽生える可能性は僅少であろう。

加えて、教育現場は教職員に対する幼児・児童・生徒・学生という明らかな立場上の力関係の非対称性が見受けられる。それは本稿3でも少し触れたように成績や履修単位に関する決定権を教員が握っているという点でもそうであろうし、単純に大人と子供という年齢差による委縮効果によっても証明可能であろう。特に義務教育課程においては、児童・生徒による教職員への盲目的な服従と信頼が醸成される傾向が強いものと思われる。この教育現場の主体による歪な関係性に加えて、教職員側の無知もしくは害意によって児童・生徒の授業成果物の著作権に配慮をしない行動を個々の教職員が取るようなことがあれば、その害悪

を指摘し、打ち勝てるような強い個人としての児童・生徒という存在は想像し難い。

結局のところ、教育現場の現状は、幼児・児童・生徒・学生は生じさせる著作権について“見ざる聞かざる言わざるの状態”が慢性化していると思われる。作文(論文)コンクールや絵画コンクールなど、教育現場の外部から内部に入ってくるものの多数は、幼児・児童・生徒・学生の著作権への配慮がなされていると推察されるが、それ以外の日常的な教育活動に関わる成果物の著作権については無配慮に近い状態に置かれているのであろう。だが、この状況を幸いと思うのか、いつ弾けるか分からない時限爆弾的な問題であると捉えるのかは、最終的には教育現場とそれを構成する教職員の遵法精神と良心の問題に行きつくとも考えられる。

6. 解決策の検討と現状の法制度の限界

では、現状は“寝た子”の状態となっている児童・生徒・学生の著作権の問題を解決する手段はどのようなものであろうか。幾つかの著作で紹介されるのは、未成年者——教育現場では幼児・児童や18歳未満の生徒——の“親権者に著作権法上の問題点と実情を説明し了解を得るという方法”である。例えば天野由貴は「この前、親戚の幼稚園の子が描いた絵を写真に撮って SNS にアップしちゃいましたけど……」という想定に対して、「幼稚園のお子さんでも著作者ですね。ただ、幼稚園のお子さんには判断できないと思いますから、保護者さんの許諾をとりましょう。」としている²⁰。これは民法第5条1項に従った判断であり、未成年者の著作権に関する法律論として一般

的な解釈だと思われる²¹。実際に、これを現実的な解決法として提示するニュージーランド教育省のような海外事例もある²²。

しかしながら、この法律家らの真っ当な解釈には理論的な面と実現可能性の面で若干の疑念を生じさせる。

まず理論的な面であるが、未成年者である幼児・児童・生徒の著作権について、親権者から許諾を得ていたとしても、それが教育現場にとっての無制限な免罪符とまでなりえるか否かは不明である。周知の通り、著作権は単に財産権としての著作財産権だけでなく、著作者人格権という著作者の人格的利益を保護するものが備わっている。当該権利は著作権法第59条によって一身専属性が謳われており、他人に——それは親権者であっても——譲渡することは不可能である。それ故、仮に未成年者である幼児・児童・生徒の親権者に対して、事前もしくは事後の幼児・児童・生徒の作品の著作権利用に関する許諾を教育現場が得ていたとしても、著作者人格権がなお幼児・児童・生徒らに残存し、特に公表権や氏名表示権などの問題は完全には消滅しえないということになる²³。

さらに幼児・児童・生徒の著作者人格権の問題を解決した場合²⁴でも、実務的な問題がなお残る。教育現場において幼児・児童・生徒の問題を親権者との著作権同意契約でもって解決しようとする手法は、その同意契約に全ての親権者が同意するわけではないことも前提にしなければならない。理想論で言えば教育現場が期待するのは、全ての親権者が当該契約に同意する状況であろうが、おそらく教職員らのその願いは叶わないであろう。親権者の中に不同意者

が出る事態になれば、それらに特別な対応をする人的リソースの負担を教育現場は負わねばならず、当該手法の実施に各組織が二の足を踏む事態も容易に想定される。教育界の人材不足が日夜叫ばれる中、疲弊しきった教育現場に、人員的な手当なしにこれ以上の労働負荷をかけることは現実的ではない²⁵。また、当該契約の不同意者の子弟については、同意をした親権者の子弟らと異なった対応を教育現場で取らねばならず、これに起因して、いわゆる“いじめ”など、子供たちの間での違法行為の原因や温床ともなりかねないという倫理的な問題も容易に想像できる。

7. おわりに

教育現場における幼児・児童・生徒・学生の著作権をどのように取り扱うかという問題は“言うは易く行うは難し”の状態を脱しきれない。筆者も含め著作権の視点を重視する者は、解決すべき視点として当該問題を強調するが、教育現場の実情は「それどころではない」というのが本音であろう。しかも本稿5で少し概観したように、問題を解決するには、現状の教育現場を取り巻く著作権法の解釈と教育の実際との親和性があまりにも低すぎるように感じられる。そもそも教育現場を著作権法の例外として位置付けた事実の背景には、国家百年の計を掲げる教育現場が著作権を考慮する煩わしさから解放するという目的があったことが推測されるが、実際は教育現場内部が抱える著作権問題については対策がほぼ講じられていないのである。結果、著作権法の原則論に基づいた権利者や親権者に対する著作権対応は、市場における著作権対

応のそれであり、本稿のような発想で厳格な適用を考慮し始めると、教育現場に過度な負担を生じさせることは言うまでもない。

ただ、そうであるからと言って、現状の教育現場のような幼児・児童・生徒・学生の著作権に無配慮な状況を惰性的に行い続けることは適当ではない。一億総クリエイター時代とも呼ばれる現状は一億総監視社会、一億総クレマー時代のディストピアでもある。教育現場であったとしても、世間はそこで生成される幼児・児童・生徒・学生の作品に対して厳しい目を向け、著作権侵害が発覚すると全力で叩く傾向があることは言うまでもない。対して子供たちの側も、無知ゆえの結果か、著作権侵害行為をしがちであり、これら罪悪感なき違法行為を予防する目的での著作権教育の実施は喫緊の教育課題となるであろう。しかし、教育現場自体が、教育を受ける側である子供たちの著作権を保護できていないというのであれば、教職員らが子供たちに著作権教育を施す資格は無いことになる。

最終的な結論として、この教育現場における幼児・児童・生徒・学生の著作権問題はどこかで終止符を打つべく何らかの立法的努力をする必要があるように筆者は考える。それは著作権側に対応できる教育現場の補充的変革を目指すのか、著作権法に手を加えることによって教育現場にこれ以上の負担やコストを強くない方法を取るのか、の二者択一ということになる。当該問題の現実として、単に法律の解釈や正論だけでもって対応策を考えるには、既にその限界を迎えてしまっていると思われる。

注

- 1) 隅谷孝洋「著作権法 35 条と 32 条の微妙な関係」情報処理 Vol.63 No.9 (2022 年) 501 頁。
- 2) 今村哲也は「平成 30 年法改正では、ICT を活用した教育の推進が求められるかなか、教育の情報化という政策的政策実現のため、著作権者の利益と調整とした結果、保証金を支払うことを前提に著作権を制限するという授業目的公衆送信補償金制度を導入した。」と述べている(上野達弘編(今村哲也担当部)『教育現場と著作者のための著作権ガイド』(有斐閣 2021 年) 28 頁)。
- 3) 本橋光一郎監修/小川昌弘・下田俊夫『ガイドブック 教育現場の著作権』(法学書院 2006 年) 参照。
- 4) 上野達弘編 前掲 2) 参照。
- 5) 一般社団法人 大学 ICT 推進協議会『すぐわかる著作権と授業』(一般社団法人 大学 ICT 推進協議会 2023 年) 参照。
- 6) Robert B. Carpenter, *Student Author and the Law of Copyright: A Consideration of Some Peculiar Problems*, 51 NOTRE DAME LAW. 574 (1976) at 574.
- 7) *Id.* at 574.
- 8) 同判決において最高裁は「大学教育の場合には、学生が一応教授内容を批判する能力を備えていると考えられるのに対し、普通教育においては、児童生徒にこのような能力がなく、教師が児童生徒に対して強い影響力、支配力を有する」と述べている。
- 9) Carpenter, *supra* note 6, at 575.

- 10) 上野達弘編(谷川和幸担当部) 前掲2) 184-185 頁。
- 11) 上野達弘編(谷川和幸担当部) 前掲2) 184 頁。
- 12) 上野達弘編(谷川和幸担当部) 前掲2) 189 頁。
- 13) 本橋光一郎監修／小川昌弘・下田俊夫 前掲3) 44 頁。
- 14) 拙稿「教育・保育現場における子どもの著作権をめぐる一考察」大学教育論叢第2号(2016年)参照。
- 15) 本橋光一郎監修／小川昌弘・下田俊夫 前掲3) 15 頁。
- 16) 一般社団法人 大学 ICT 推進協議会 前掲注5) 10 頁。
- 17) 本橋光一郎監修／小川昌弘・下田俊夫 前掲3) 10-11 頁。
- 18) 上野達弘編(谷川和幸担当部) 前掲2) 183 頁。
- 19) 例えば、昭和41年の著作権制度審議会の答申では、「学校教育および社会教育を通じ、教育の過程における使用については、原則として、自由利用を認めるのが相当であるが、その使用の態様からすれば、公でない使用あるいは収益を目的としない上演、演奏等として取り扱うこととし、この使用のために特別の措置を講じないことが適当である。」とし、教育現場が著作権の適用から免れるべきであるかのような言説が認められる(文部省『著作権制度審議会答申説明書』(1966年)45頁)。
- 20) 一般社団法人 大学 ICT 推進協議会 前掲注5) 10 頁。
- 21) 同様の見解として、上野達弘編(横山久芳担当部) 前掲2) 144 頁。
- 22) ニュージーランドの教育省はホームページで生徒の著作権の許諾を親権者に求める雛型を提供している(Ministry of Education TKI(TE KETE IPURANGI) HP “Student copyright permission form -Sample” <https://www.tki.org.nz/Copyright-in-schools/Sample-documents/Student-copyright-permission-form-Sample> (accessed October. 24. 2023))。
- 23) 上野達弘編(今村哲也担当部) 前掲2) 32 頁。
- 24) 当該問題の解決法として、親権者や生徒・学生らと著作者人格権の不行使特約を付した利用許諾契約を結ぶことが考えられるが、そもそも著作者人格権の不行使特約自体が法理論的にはグレーな部分が存在するものであるため、これが実際に可能なものであるかどうかは、なお検討の余地があるように思われる。
- 25) 当該問題を解決するためにスクールロイヤーを教育現場に導入するという手段が考えられるが、本稿の題材のように著作権法に関わる課題の内容は非常にテクニカルな問題となるため、対処療法的にそれだけで解決できるかどうかは不明である。

Understanding Copyright for Preschoolers and Students in Educational Settings

Hirokazu TANAKA*

*** College of General Education, Okayama Prefectural University**

*** Faculty of Welfare and Health Science, Fukuyama Heisei University**

Abstract : In educational settings such as nurseries, kindergartens and schools, preschoolers and students create written works and paintings on a daily basis. These are copyrighted works and must be handled carefully. However, neither preschoolers and students nor teachers are aware that these works are copyrighted. As a result, the preschoolers and students' works are handled sloppily from a legal point of view and tend to be lost over time. This copyright problem, which is unique to educational settings, has been pointed out for quite some time, but it has not been resolved in practical terms. The problem could be resolved by complying with copyright law, but this would increase the burden on educational institutions.

Therefore, to resolve copyright issues faced by preschoolers and students in educational settings, this report analyzes theories and papers regarding this issue.

Keywords : Copyright, Preschoolers and Students, Education Setting, Moral Rights